

岩手県地域防災計画（本編）  
新旧対照表  
（案）

# 目 次

## 第 1 章 総 則

- 第 4 節 防災関係機関の責務及び業務の大綱 ..... 1
- 第 5 節 県土の概況 ..... 2

## 第 2 章 災害予防計画

- 第 2 節 地域防災活動活性化計画 ..... 4
- 第 3 節 防災訓練計画 ..... 5
- 第 4 節 気象業務整備計画 ..... 6
- 第 4 節の 2 通信確保計画 ..... 7
- 第 5 節 避難対策計画 ..... 8
- 第 6 節 要配慮者の安全確保計画 ..... 10
- 第 6 節の 2 食料・生活必需品等の備蓄計画 ..... 12
- 第 9 節 建築物等安全確保計画 ..... 13
- 第 10 節 交通施設安全確保計画 ..... 14
- 第 11 節 ライフライン施設等安全確保計画 ..... 15
- 第 12 節 危険物施設等安全確保計画 ..... 17
- 第 13 節 風水害予防計画 ..... 18
- 第 14 節 雪害予防計画 ..... 19
- 第 16 節 土砂災害予防計画 ..... 20
- 第 19 節 農業災害予防計画 ..... 22
- 第 20 節 海上災害予防計画 ..... 23

## 第 3 章 災害応急対策計画

- 第 1 節 活動体制計画 ..... 24
- 第 2 節 気象予報・警報等の伝達計画 ..... 25
- 第 3 節 通信情報計画 ..... 32
- 第 4 節 情報の収集・伝達計画 ..... 33
- 第 6 節 交通確保・輸送計画 ..... 34
- 第 10 節 県、市町村等応援協力計画 ..... 35
- 第 11 節 自衛隊災害派遣要請計画 ..... 37
- 第 12 節 防災ボランティア活動計画 ..... 38
- 第 15 節 避難・救出計画 ..... 39
- 第 16 節 医療・保健計画 ..... 41
- 第 20 節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画 ..... 42
- 第 28 節 ライフライン施設応急対策計画 ..... 43

## 第 4 章 災害復旧・復興計画

- 第 2 節 生活の安定確保計画 ..... 44

頁	現 計 画	修 正 案																																								
<p>1-1-3</p> <p>1-1-6</p> <p>1-1-7</p> <p>1-1-8</p>	<p>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="272 349 852 591"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北地方環境事務所</td> <td>(1) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 (2) 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。 (3)～(5)</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="272 680 852 860"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本通運(株)盛岡支店 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="272 898 852 1003"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構北海道東北ブロック事務所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	機関名	業務の大綱	[略]		東北地方環境事務所	(1) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 (2) 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。 (3)～(5)	[略]		機関名	業務の大綱	[略]		日本通運(株)盛岡支店 [略]	[略]	機関名	業務の大綱	[略]		独立行政法人国立病院機構北海道東北ブロック事務所		<p>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="884 349 1463 591"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北地方環境事務所</td> <td>(1) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 (2) 緊急時モニタリングの実施・支援に関すること。 (3)～(5)</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="884 680 1463 860"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本通運(株)仙台支店ロジスティクス第二部 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="884 898 1463 1003"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構北海道東北グループ</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	機関名	業務の大綱	[略]		東北地方環境事務所	(1) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 (2) 緊急時モニタリングの実施・支援に関すること。 (3)～(5)	[略]		機関名	業務の大綱	[略]		日本通運(株)仙台支店ロジスティクス第二部 [略]	[略]	機関名	業務の大綱	[略]		独立行政法人国立病院機構北海道東北グループ	[略]
機関名	業務の大綱																																									
[略]																																										
東北地方環境事務所	(1) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 (2) 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。 (3)～(5)																																									
[略]																																										
機関名	業務の大綱																																									
[略]																																										
日本通運(株)盛岡支店 [略]	[略]																																									
機関名	業務の大綱																																									
[略]																																										
独立行政法人国立病院機構北海道東北ブロック事務所																																										
機関名	業務の大綱																																									
[略]																																										
東北地方環境事務所	(1) 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 (2) 緊急時モニタリングの実施・支援に関すること。 (3)～(5)																																									
[略]																																										
機関名	業務の大綱																																									
[略]																																										
日本通運(株)仙台支店ロジスティクス第二部 [略]	[略]																																									
機関名	業務の大綱																																									
[略]																																										
独立行政法人国立病院機構北海道東北グループ	[略]																																									
<p>修正理由</p>	<p>○国からの修正指示に基づく修正</p> <p>○所要の修正</p>																																									

頁	現 計 画	修 正 案
1-1-10	<p>第5節 県土の概況</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 地勢、地質</p> <p>(1) 山地</p> <p>[略]</p> <p>ア 奥羽山系</p> <p>西部を南北に走る奥羽山脈は、本県と秋田県の県境、分水線となっている。これは第3 紀後半にできた褶曲地に那須火山系に属する新規の火山を伴った新しい山脈で、<u>1,000メートル以上</u>の山々が連なり、特に南部は険しい火山群がそびえ、東北地方を東西に分け、交通上、気候上に著しい影響を与えている。</p> <p>また、この山脈の山麓の東端が断層崖をつくり、これに接して多くの扇状地が発達しているが、地質は第3紀の緑色凝灰岩と新しい火山岩からできている。</p> <p>[略]</p> <p>4 気 候</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 気象災害</p> <p>ア・イ [略]</p>	<p>第5節 県土の概況</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 地勢、地質</p> <p>(1) 山地</p> <p>[略]</p> <p>ア 奥羽山系</p> <p>西部を南北に走る奥羽山脈は、本県と秋田県の県境、分水線となっている。これは第3 紀後半にできた褶曲地に那須火山系に属する新規の火山を伴った新しい山脈で、<u>1,000メートル以上</u>の山々が連なり、特に南部は険しい火山群がそびえ、東北地方を東西に分け、交通上、気候上に著しい影響を与えている。</p> <p>また、この山脈の山麓の東端が断層崖をつくり、これに接して多くの扇状地が発達しているが、地質は第3紀の緑色凝灰岩と新しい火山岩からできている。</p> <p>[略]</p> <p>4 気 候</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 気象災害</p> <p>ア・イ [略]</p>
1-1-13	<p>ウ 梅雨期の大雨</p> <p>梅雨型気圧配置の際、オホーツク海から三陸沖に広がる北方高気圧から親潮寒流上を冷湿な山背風となって吹走してくることが多いが、最近はこの型とは多少趣を異にし、沿海州方面から大陸寒気流が北西風に乗って降りてくるケースも多くなっている。いずれにしても、梅雨前線が本州南岸沿いに形成され、梅雨の初期には雨の降り方も地雨式のしとしとした降り方が多いが、末期には低気圧の進路が一層岩手県に接近するのでかなり強く降るようになる。ことに梅雨の終り頃（7月中旬～下旬始め）梅雨前線が北上し、低気圧が通過する際は、雷雨を伴いいわゆる梅雨末期の大雨を降らせることが多い。大雨の中心域は日本海側にあることが多く、岩手県では西部山沿い地帯を中心として降り、沿岸部では雨量は比較的少ないのが通例である。梅雨期の大雨記録としては、<u>平成12年7月8日宮古</u>の319mmが極値になっている。</p>	<p>ウ 梅雨期の大雨</p> <p>梅雨型気圧配置の際、オホーツク海から三陸沖に広がる北方高気圧から親潮寒流上を冷湿な山背風となって吹走してくることが多いが、最近はこの型とは多少趣を異にし、沿海州方面から大陸寒気流が北西風に乗って降りてくるケースも多くなっている。いずれにしても、梅雨前線が本州南岸沿いに形成され、梅雨の初期には雨の降り方も地雨式のしとしとした降り方が多いが、末期には低気圧の進路が一層岩手県に接近するのでかなり強く降るようになる。ことに梅雨の終り頃（7月中旬～下旬）梅雨前線が北上し、低気圧が通過する際は、雷雨を伴いいわゆる梅雨末期の大雨を降らせることが多い。大雨の中心域は日本海側にあることが多く、岩手県では西部山沿い地帯を中心として降り、沿岸部では雨量は比較的少ないのが通例である。梅雨期の大雨記録としては、<u>平成12年7月8日の宮古</u>の<u>降水量319mm</u>が極値になっている。</p>

	<p>エ 夏の大雨と台風</p> <p>夏期、北方を通る低気圧から南に伸びる前線の通過でかなりの雨が降るが、これが台風の雨に重なって局地的大雨をもたらすことがある。日本に襲来する台風は7月～9月がおもであるが、東北地方では8月～9月に多い。暑いきかりにくる台風は、日本にくるものでも発達期にあるものや最盛期のものもあり、余り衰えないうちにやってくるので、被害の大きいことが多い。また上層風が弱いので進行が一般に遅く、進路も定まらずいわゆる迷走台風に類するものが多く進路予想も困難である。一般には本州を迂回して朝鮮や大陸方面に進むものが多いが、日本海に入って東進することがあり、岩手県通過の際大雨を降らせることがある。<u>なお大雨記録として昭和63年8月29日祭時の300mmが極値となっている。</u></p> <p>オ 秋の長雨と台風</p> <p>夏の始めに梅雨があり、夏の終わりに秋の長雨がある。これは梅雨前線が北上通過する際の梅雨期の大雨、一たん北上した前線が夏の終わりころ再び南下する際に降らせる前線性の大雨が秋の長雨である。岩手県における降水量のピークは7月と9月に現われるが、7月は梅雨前線による西部山沿い地方が主体であり、9月は秋雨前線による県北東部が主体となっている。岩手県に過去大水害を起こした台風は、おおむね関東地方から三陸沖を進むような経路を通るものが多く、昭和23年9月16日のアイオン台風が好例でこの時の住田町世田米の日降水量<u>334mmがこれまでのすべての日雨量の最大記録となっている。</u></p>	<p>エ 夏の大雨と台風</p> <p>夏期、北方を通る低気圧から南に伸びる前線の通過でかなりの雨が降るが、これが台風の雨に重なって局地的大雨をもたらすことがある。日本に襲来する台風は7月～9月がおもであるが、東北地方では8月～9月に多い。暑いきかりにくる台風は、日本にくるものでも発達期にあるものや最盛期のものもあり、余り衰えないうちにやってくるので、被害の大きいことが多い。また上層風が弱いので進行が一般に遅く、進路も定まらずいわゆる迷走台風に類するものが多く進路予想も困難である。一般には本州を迂回して朝鮮や大陸方面に進むものが多いが、日本海に入って東進することがあり、岩手県通過の際大雨を降らせることがある。<u>また、線状降水帯と言われる、組織化した積乱雲群によって強い降水を伴う雨域が数時間にわたってほぼ同じ場所に停滞することがあり、令和5年8月13日岩泉町小本で観測した484mmがこれまでのすべての日降水量の最大記録となっている。</u></p> <p>オ 秋の長雨と台風</p> <p>夏の始めに梅雨があり、夏の終わりに秋の長雨がある。これは梅雨前線が北上通過する際の梅雨期の大雨、一たん北上した前線が夏の終わりころ再び南下する際に降らせる前線性の大雨が秋の長雨である。岩手県における降水量のピークは7月と9月に現われるが、7月は梅雨前線による西部山沿い地方が主体であり、9月は秋雨前線による県北東部が主体となっている。岩手県に過去大水害を起こした台風は、おおむね関東地方から三陸沖を進むような経路を通るものが多く、昭和23年9月16日のアイオン台風が好例でこの時の住田町世田米の日降水量<u>334mmが極値となっている。</u></p>
修正理由	○ 表記の適正化	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-2-5</p> <p>1-2-6</p>	<p>第2節 地域防災活動活性化計画 第1～第3 [略]</p> <p>第4 住民等による地区内の防災活動の推進 [略]</p>	<p>第2節 地域防災活動活性化計画 第1～第3 [略]</p> <p>第4 住民等による地区内の防災活動の推進 [略]</p> <p>○ <u>県及び市町村は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</u></p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 国からの修正指示に基づく修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-2-7</p> <p>1-2-8</p>	<p>第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 広域的な訓練の実施</p> <p>広域応援体制の確立を図るため、県境を越えた近隣県や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。</p> <p>[略]</p>	<p>第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 広域的な訓練の実施</p> <p>○ <u>国、県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>○ 広域応援体制の確立を図るため、県境を越えた近隣県や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。</p> <p>[略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 国からの修正指示に基づく修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																																				
1-2-9	<p>第4節 気象業務整備計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 観測体制の整備など</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p> <p>(3) 地域気象観測システム (アメダス)</p> <table border="1" data-bbox="272 528 852 797"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>箇所数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域気象観測所</td> <td>34</td> <td>(1) 降水量、気温、日照 (33箇所に限る。うち30箇所は気象衛星等のデータを基に日照時間の面的データを推計した「推計気象分布(日照時間)」から得る推計値)、風(風向、風速)を観測。 うち、15箇所は積雪も、9箇所は湿度も観測。 (2) 箇所数には、気象官署1、特別地域気象観測所2、航空気象観測所1、臨時地域気象観測所2を含む。</td> </tr> <tr> <td>地域雨量観測所</td> <td>13</td> <td>降水量を観測。うち、1箇所は積雪も観測</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 地震・津波観測施設</p> <p>[略]</p> <p>(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1" data-bbox="272 976 852 1077"> <thead> <tr> <th>施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>震度情報ネットワークシステム</td> <td>計測震度計 58</td> <td>岩手県(箇所数のうち、9は防災科学研究所から、9は気象庁からの分岐)</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>第3 情報の提供</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="272 1211 852 1671"> <thead> <tr> <th>通信施設</th> <th>伝達先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>気象情報伝送処理システム(専用回線)</td> <td>岩手県(防災課)、釜石海上保安部(警備救難課)、岩手河川国道事務所(調査第一課)、岩手県警察本部(警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局(放送部)</td> </tr> <tr> <td>防災情報提供システム(インターネット)</td> <td>岩手県(防災課)、八戸海上保安部(警備救難課)、釜石海上保安部(警備救難課)、岩手河川国道事務所(調査第一課)、岩手県警察本部(警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局(放送部)、IBC岩手放送(報道部)、テレビ岩手(アナウンス部)、岩手朝日テレビ(報道制作部)、エフエム岩手(放送部)、岩手日報社(報道部)、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社(輸送課)、陸上自衛隊岩手駐屯地(東北方面特科連隊第2科)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	箇所数	備考	地域気象観測所	34	(1) 降水量、気温、日照 (33箇所に限る。うち30箇所は気象衛星等のデータを基に日照時間の面的データを推計した「推計気象分布(日照時間)」から得る推計値)、風(風向、風速)を観測。 うち、15箇所は積雪も、9箇所は湿度も観測。 (2) 箇所数には、気象官署1、特別地域気象観測所2、航空気象観測所1、臨時地域気象観測所2を含む。	地域雨量観測所	13	降水量を観測。うち、1箇所は積雪も観測	施設等名	箇所数	設置機関	[略]			震度情報ネットワークシステム	計測震度計 58	岩手県(箇所数のうち、9は防災科学研究所から、9は気象庁からの分岐)	通信施設	伝達先	[略]		気象情報伝送処理システム(専用回線)	岩手県(防災課)、釜石海上保安部(警備救難課)、岩手河川国道事務所(調査第一課)、岩手県警察本部(警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局(放送部)	防災情報提供システム(インターネット)	岩手県(防災課)、八戸海上保安部(警備救難課)、釜石海上保安部(警備救難課)、岩手河川国道事務所(調査第一課)、岩手県警察本部(警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局(放送部)、IBC岩手放送(報道部)、テレビ岩手(アナウンス部)、岩手朝日テレビ(報道制作部)、エフエム岩手(放送部)、岩手日報社(報道部)、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社(輸送課)、陸上自衛隊岩手駐屯地(東北方面特科連隊第2科)	<p>第4節 気象業務整備計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 観測体制の整備など</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p> <p>(3) 地域気象観測システム (アメダス)</p> <table border="1" data-bbox="884 528 1463 797"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>箇所数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域気象観測所</td> <td>34</td> <td>(1) 降水量、気温、日照 (33箇所に限る。うち30箇所は気象衛星等のデータを基に日照時間の面的データを推計した「推計気象分布(日照時間)」から得る推計値)、風(風向、風速)を観測。 うち、15箇所は積雪も、16箇所は湿度も観測。 (2) 箇所数には、気象官署1、特別地域気象観測所2、航空気象観測所を含む。</td> </tr> <tr> <td>地域雨量観測所</td> <td>13</td> <td>降水量を観測。うち、1箇所は積雪も観測</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 地震・津波観測施設</p> <p>[略]</p> <p>(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1" data-bbox="884 976 1463 1077"> <thead> <tr> <th>施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>震度情報ネットワークシステム</td> <td>計測震度計 54</td> <td>岩手県(箇所数のうち、6は防災科学研究所から、8は気象庁からの分岐)</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>第3 情報の提供</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="884 1211 1463 1671"> <thead> <tr> <th>通信施設</th> <th>伝達先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>気象情報伝送処理システム(専用回線)</td> <td>岩手県(防災課)、釜石海上保安部(警備救難課)、岩手河川国道事務所(流域治水課)、岩手県警察本部(警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局(コンテンツセンター)</td> </tr> <tr> <td>防災情報提供システム(インターネット)</td> <td>岩手県(防災課)、八戸海上保安部(警備救難課)、釜石海上保安部(警備救難課)、岩手河川国道事務所(流域治水課)、岩手県警察本部(警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局(コンテンツセンター)、IBC岩手放送(報道部)、テレビ岩手(アナウンス部)、岩手めんこいテレビ(報道部)、岩手朝日テレビ(報道制作部)、エフエム岩手(放送部)、岩手日報社(報道部)、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社(輸送課)、陸上自衛隊岩手駐屯地(東北方面特科連隊第2科)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	箇所数	備考	地域気象観測所	34	(1) 降水量、気温、日照 (33箇所に限る。うち30箇所は気象衛星等のデータを基に日照時間の面的データを推計した「推計気象分布(日照時間)」から得る推計値)、風(風向、風速)を観測。 うち、15箇所は積雪も、16箇所は湿度も観測。 (2) 箇所数には、気象官署1、特別地域気象観測所2、航空気象観測所を含む。	地域雨量観測所	13	降水量を観測。うち、1箇所は積雪も観測	施設等名	箇所数	設置機関	[略]			震度情報ネットワークシステム	計測震度計 54	岩手県(箇所数のうち、6は防災科学研究所から、8は気象庁からの分岐)	通信施設	伝達先	[略]		気象情報伝送処理システム(専用回線)	岩手県(防災課)、釜石海上保安部(警備救難課)、岩手河川国道事務所(流域治水課)、岩手県警察本部(警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局(コンテンツセンター)	防災情報提供システム(インターネット)	岩手県(防災課)、八戸海上保安部(警備救難課)、釜石海上保安部(警備救難課)、岩手河川国道事務所(流域治水課)、岩手県警察本部(警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局(コンテンツセンター)、IBC岩手放送(報道部)、テレビ岩手(アナウンス部)、岩手めんこいテレビ(報道部)、岩手朝日テレビ(報道制作部)、エフエム岩手(放送部)、岩手日報社(報道部)、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社(輸送課)、陸上自衛隊岩手駐屯地(東北方面特科連隊第2科)
施設名	箇所数	備考																																																				
地域気象観測所	34	(1) 降水量、気温、日照 (33箇所に限る。うち30箇所は気象衛星等のデータを基に日照時間の面的データを推計した「推計気象分布(日照時間)」から得る推計値)、風(風向、風速)を観測。 うち、15箇所は積雪も、9箇所は湿度も観測。 (2) 箇所数には、気象官署1、特別地域気象観測所2、航空気象観測所1、臨時地域気象観測所2を含む。																																																				
地域雨量観測所	13	降水量を観測。うち、1箇所は積雪も観測																																																				
施設等名	箇所数	設置機関																																																				
[略]																																																						
震度情報ネットワークシステム	計測震度計 58	岩手県(箇所数のうち、9は防災科学研究所から、9は気象庁からの分岐)																																																				
通信施設	伝達先																																																					
[略]																																																						
気象情報伝送処理システム(専用回線)	岩手県(防災課)、釜石海上保安部(警備救難課)、岩手河川国道事務所(調査第一課)、岩手県警察本部(警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局(放送部)																																																					
防災情報提供システム(インターネット)	岩手県(防災課)、八戸海上保安部(警備救難課)、釜石海上保安部(警備救難課)、岩手河川国道事務所(調査第一課)、岩手県警察本部(警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局(放送部)、IBC岩手放送(報道部)、テレビ岩手(アナウンス部)、岩手朝日テレビ(報道制作部)、エフエム岩手(放送部)、岩手日報社(報道部)、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社(輸送課)、陸上自衛隊岩手駐屯地(東北方面特科連隊第2科)																																																					
施設名	箇所数	備考																																																				
地域気象観測所	34	(1) 降水量、気温、日照 (33箇所に限る。うち30箇所は気象衛星等のデータを基に日照時間の面的データを推計した「推計気象分布(日照時間)」から得る推計値)、風(風向、風速)を観測。 うち、15箇所は積雪も、16箇所は湿度も観測。 (2) 箇所数には、気象官署1、特別地域気象観測所2、航空気象観測所を含む。																																																				
地域雨量観測所	13	降水量を観測。うち、1箇所は積雪も観測																																																				
施設等名	箇所数	設置機関																																																				
[略]																																																						
震度情報ネットワークシステム	計測震度計 54	岩手県(箇所数のうち、6は防災科学研究所から、8は気象庁からの分岐)																																																				
通信施設	伝達先																																																					
[略]																																																						
気象情報伝送処理システム(専用回線)	岩手県(防災課)、釜石海上保安部(警備救難課)、岩手河川国道事務所(流域治水課)、岩手県警察本部(警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局(コンテンツセンター)																																																					
防災情報提供システム(インターネット)	岩手県(防災課)、八戸海上保安部(警備救難課)、釜石海上保安部(警備救難課)、岩手河川国道事務所(流域治水課)、岩手県警察本部(警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局(コンテンツセンター)、IBC岩手放送(報道部)、テレビ岩手(アナウンス部)、岩手めんこいテレビ(報道部)、岩手朝日テレビ(報道制作部)、エフエム岩手(放送部)、岩手日報社(報道部)、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社(輸送課)、陸上自衛隊岩手駐屯地(東北方面特科連隊第2科)																																																					
修正理由	○ 所要の修正																																																					

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-13	<p style="text-align: center;">第4節の2 通信確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 効率的・効果的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第4節の2 通信確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 効率的・効果的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。</p> <p><u>4 国、県、市町村、電気通信事業者等は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。</u></p> <p>[略]</p>
修正理由	○ 防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-15	<p style="text-align: center;">第5節 避難対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村は、火災、水害等の災害から住民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。</li> <li>2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。</li> </ol> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第5節 避難対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村は、火災、水害等の災害から住民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。</li> <li>2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。</li> <li>3 <u>国及び県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</u></li> <li>4 <u>県及び市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></li> </ol> <p>[略]</p>
1-2-19	<p>第3 避難場所等の整備等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難場所等の整備</li> </ol> <p>[略]</p>	<p>第3 避難場所等の整備等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難場所等の整備</li> </ol> <p>[略]</p>
1-2-20	<p>○ 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>○ 福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。</p>	<p>○ 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>○ 福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努</u></p>

1-2-21	<p>[略]</p> <p>○ 市町村は、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</p> <p>3 避難場所等の環境整備</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、避難場所への誘導標識を設置する場合は、<u>日本工業規格</u>に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p>	<p><u>めるものとする。</u></p> <p>[略]</p> <p>○ 市町村は、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</p> <p>○ <u>県及び保健所設置市の保健所は、新興感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u></p> <p>3 避難場所等の環境整備</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、避難場所への誘導標識を設置する場合は、<u>日本産業規格</u>に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>○ <u>市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</u></p>
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 国からの修正指示に基づく修正</p> <p>○ 表記の適正化</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-26	<p>第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>[略]</p>	<p>第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。<u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>[略]</p>
1-2-27	<p>○ 国、県及び市町村は、避難行動要支援者情報の収集・共有や<u>避難支援プランの策定</u>について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。</p> <p>2 災害情報等の伝達体制の整備</p> <p>[略]</p> <p>○ 市町村は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難指示等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。</p>	<p>○ 国、県及び市町村は、避難行動要支援者情報の収集・共有や<u>個別避難計画の作成</u>について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。</p> <p>○ <u>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>○ <u>県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</u></p> <p>2 災害情報等の伝達体制の整備</p> <p>[略]</p> <p>○ 市町村は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難指示等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。</p> <p>○ <u>国、県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関</u></p>

	<p>[略]</p>	<p><u>する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>○ <u>国、県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>[略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正 ○ 表記の適正化</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-30	<p>第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県及び市町村は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、県民及び事業所における物資の備蓄を促進する。</p> <p>[略]</p>	<p>第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 県及び市町村は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、県民及び事業所における物資の備蓄を促進する。</p> <p>2 <u>県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>県は、災害対策本部支援室会議及び災害対策本部連絡員連絡調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>[略]</p>
修正理由	○ 国からの修正指示に基づく修正	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-2-36</p> <p>1-2-37</p>	<p>第9節 建築物等安全確保計画 第1～第4 [略]</p> <p>第5 建築物の安全確保</p> <p>○ 建築物に係る防災意識の高揚を図るため、日常業務における防災指導を実施するほか、毎年、<u>上期</u>と<u>下期</u>に、建築物防災週間を設け、各種防災啓発活動を実施するとともに、建築物防災相談所を設置し、県民に対する情報提供を行う。</p> <p>[略]</p> <p>第6 宅地の安全確保</p> <p>○ [略]</p> <p>[災害危険区域の指定箇所 資料編2-9-8] [宅地造成等規制区域の範囲 資料編2-9-9] [略]</p>	<p>第9節 建築物等安全確保計画 第1～第4 [略]</p> <p>第5 建築物の安全確保</p> <p>○ 建築物に係る防災意識の高揚を図るため、日常業務における防災指導を実施するほか、毎年、<u>春季</u>と<u>秋季</u>に、建築物防災週間を設け、各種防災啓発活動を実施するとともに、建築物防災相談所を設置し、県民に対する情報提供を行う。</p> <p>[略]</p> <p>第6 宅地の安全確保</p> <p>○ [略]</p> <p>[災害危険区域の指定箇所 資料編2-9-8] [宅地造成工事規制区域の範囲 資料編2-9-9] [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-40	<p>第10節 交通施設安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 道路施設</p> <p>1 道路の整備 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>第10節 交通施設安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 道路施設</p> <p>1 道路の整備 [略]</p> <p><u>○ 国、県及び市町村は、緊急輸送ルート</u> <u>の確保を早期に確実に図るため、空港、港湾</u> <u>等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス</u> <u>強化、ネットワーク機能の向上、道路防災</u> <u>対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路</u> <u>網の整備を図るものとする。また、避難</u> <u>路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を</u> <u>構成する道路について、災害時の交通の確</u> <u>保を図るため、必要に応じて、区域を指定</u> <u>して道路の占用の禁止又は制限を行うと</u> <u>ともに、経済産業省、総務省が促進する一般</u> <u>送配電事業者、電気通信事業者における無</u> <u>電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促</u> <u>進を図るものとする。</u></p> <p>[略]</p>
修正理由	○ 国からの修正指示に基づく修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-42	<p>第11節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設・設備、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。</p> <p>第2 電力設備</p> <p>○ [略]</p>	<p>第11節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>1 災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設・設備、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。</u></p> <p><u>2 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>第2 電力設備</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>国、県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>県は、経済産業省、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、経済産業省や電気事業者等が主体的、積極的に調整するものとする。</u></p>

	[略]	[略]
修正理由	○ 国からの修正指示に基づく修正	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-2-48</p> <p>1-2-50</p>	<p>第12節 危険物施設等安全確保計画</p> <p>第1～第4 [略]</p> <p>第5 放射線災害予防対策</p> <p>○ 防災関係機関及び放射性同位元素の届出、許可等使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、<u>防災業務従事者</u>に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進する。</p>	<p>第12節 危険物施設等安全確保計画</p> <p>第1～第4 [略]</p> <p>第5 放射線災害予防対策</p> <p>○ 防災関係機関及び放射性同位元素の届出、許可等使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進する。</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 国からの修正指示に基づく修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案										
<p>1-2-52</p> <p>1-2-53</p>	<p>第13節 風水害予防計画</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 ダム建設事業</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県営ダムの建設事業は、10ダムが完成している。</p> <table border="1" data-bbox="271 436 837 492"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施行年度</th> <th>備 考</th> <th>資料編</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川総合開発事業</td> <td>築川ダム</td> <td>平4～</td> <td>多目的ダム</td> <td>2-13-3</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	事業名	施行箇所	施行年度	備 考	資料編	河川総合開発事業	築川ダム	平4～	多目的ダム	2-13-3	<p>第13節 風水害予防計画</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 ダム建設事業</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 県営ダムの建設事業は、10ダムが完成している。</p> <p>[略]</p>
事業名	施行箇所	施行年度	備 考	資料編								
河川総合開発事業	築川ダム	平4～	多目的ダム	2-13-3								
<p>修正理由</p>	<p>○ 所要の修正</p>											

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-2-56</p> <p>1-2-59</p>	<p>第14節 雪害予防計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第6 雪害予防の普及啓発</p> <p>○ 県公安委員会や運送事業者等は、地域の 実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時 も含め冬期に運転する際の必要な準備につ いて、車両の運転者への周知に努めるもの とする。</p> <p>○ 県及び市町村は、雪下ろし中の転落事故 や屋根雪の落下等による人身事故の防止を 図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住 民に示し、注意喚起に努めるものとする。 特に、既存住宅に対する命綱固定アンカー の設置や除排雪の安全を確保するための装 備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の 促進を図るものとする。</p> <p>また、県は事故防止対策について、様々 な情報を収集し、市町村等に提供するもの とする。</p>	<p>第14節 雪害予防計画</p> <p>第1～第5 [略]</p> <p>第6 雪害予防の普及啓発</p> <p>○ 県公安委員会や運送事業者等は、地域の 実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時 も含め冬期に運転する際の必要な準備につ いて、車両の運転者への周知に努めるもの とする。</p> <p><u>○ 雪道を運転する場合は、気象状況や路面 状況の急変があることも踏まえ、車両の運 転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェー ンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及 び毛布等を備えておくよう心がけるもの とする。</u></p> <p>○ 県及び市町村は、雪下ろし中の転落事故 や屋根雪の落下等による人身事故の防止を 図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住 民に示し、注意喚起に努めるものとする。 特に、既存住宅に対する命綱固定アンカー の設置や除排雪の安全を確保するための装 備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の 促進を図るものとする。</p> <p>また、県は事故防止対策について、様々 な情報を収集し、市町村等に提供するもの とする。</p>
<p>修正 理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																								
1-2-62	<p style="text-align: center;">第16節 土砂災害予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 地すべり防止対策事業</p> <table border="1" data-bbox="272 302 855 454"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管別</th> <th rowspan="2">危険区域</th> <th rowspan="2">防止区域</th> <th colspan="2">事業実施状況</th> <th rowspan="2">資料編</th> </tr> <tr> <th>既成</th> <th>工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>165</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農林水産省 林野庁</td> <td>44</td> <td>24</td> <td>20</td> <td>4</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>第3 土石流対策事業</p> <p>○ <u>土石流危険溪流</u>は、<u>6,348溪流</u>となっている。</p>	所管別	危険区域	防止区域	事業実施状況		資料編	既成	工事中	国土交通省	165	[略]				農林水産省 林野庁	44	24	20	4	[略]	<p style="text-align: center;">第16節 土砂災害予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 地すべり防止対策事業</p> <table border="1" data-bbox="887 302 1469 454"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管別</th> <th rowspan="2">危険区域</th> <th rowspan="2">防止区域</th> <th colspan="2">事業実施状況</th> <th rowspan="2">資料編</th> </tr> <tr> <th>既成</th> <th>工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>164</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農林水産省 林野庁</td> <td>44</td> <td>25</td> <td>24</td> <td>1</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>第3 土石流対策事業</p> <p>○ <u>土砂災害警戒区域（土石流）</u>は、<u>6,345溪流</u>となっている。</p>	所管別	危険区域	防止区域	事業実施状況		資料編	既成	工事中	国土交通省	164	[略]				農林水産省 林野庁	44	25	24	1	[略]
所管別	危険区域				防止区域	事業実施状況		資料編																																		
		既成	工事中																																							
国土交通省	165	[略]																																								
農林水産省 林野庁	44	24	20	4	[略]																																					
所管別	危険区域	防止区域	事業実施状況		資料編																																					
			既成	工事中																																						
国土交通省	164	[略]																																								
農林水産省 林野庁	44	25	24	1	[略]																																					
1-2-63	<p>[<u>土石流危険溪流市町村別一覧</u> 資料編2-16-7]</p> <p>第4 [略]</p> <p>第5 急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>○ <u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>は、<u>6,803箇所</u>となっている。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>[<u>急傾斜地崩壊危険箇所市町村別一覧</u> 資料編2-16-10]</p> <p>[略]</p> <p>第6 土砂災害防止対策の推進</p> <p>[略]</p>	<p>[<u>土砂災害警戒区域（土石流）市町村別一覧</u> 資料編2-16-7]</p> <p>第4 [略]</p> <p>第5 急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>○ <u>土砂災害警戒区域（急傾斜）</u>は、<u>6,796箇所</u>となっている。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>[<u>土砂災害警戒区域（急傾斜）市町村別一覧</u> 資料編2-16-10]</p> <p>[略]</p> <p>第6 土砂災害防止対策の推進</p> <p>[略]</p>																																								
1-2-64	<p>○ 県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。</p> <p>また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>第7 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1 目的及び発表機関</p> <p>○ 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台</p>	<p>○ 県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。</p> <p>また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>○ <u>県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定に向けて、基礎調査を実施する。</u></p> <p>第7 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1 目的及び発表機関</p> <p>○ 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台</p>																																								

が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

2～5 [略]

6 避難指示等のための情報提供

○ [略]

1-2-65

土砂災害警戒情報の補足情報

危険度	表示	状況
極めて危険※	濃い紫	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達
非常に危険【警戒レベル4相当】	薄い紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 (避難指示の判断が必要な状況)
警戒【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までに警戒基準に到達すると予想 (高齢者等避難の検討が必要な状況)
注意【警戒レベル2相当】	黄	2時間先までに注意報基準に到達すると予想
今後の情報等に留意	白	-

※ [略]

※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用  
[略]

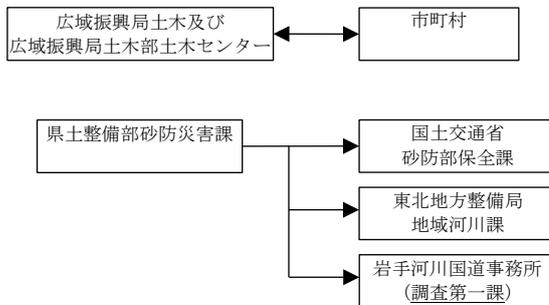
1-2-67

第8 [略]

第9 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統

○ [略]

土砂災害発生時における報告系統



が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

2～5 [略]

6 避難指示等のための情報提供

○ [略]

土砂災害危険度情報

危険度	表示	状況
災害切迫※	黒	大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達
危険【警戒レベル4相当】	紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想
警戒【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までに警戒基準に到達すると予想
注意【警戒レベル2相当】	黄	2時間先までに注意報基準に到達すると予想
今後の情報等に留意	白	-

※ [略]

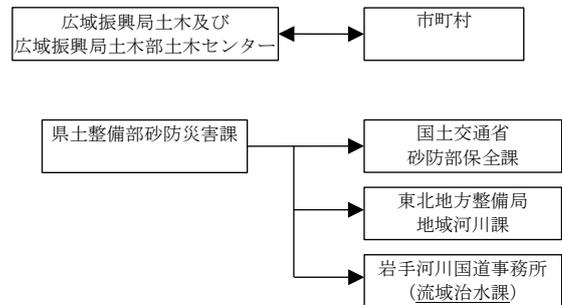
※「災害切迫」（黒）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用  
[略]

第8 [略]

第9 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統

○ [略]

土砂災害発生時における報告系統



修正理由

- 防災基本計画の修正に伴う修正
- 所要の修正

頁	現 計 画	修 正 案								
1-2-74	<p>第19節 農業災害予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 予防対策</p> <p>○ 気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="272 394 852 539"> <tr> <td data-bbox="272 394 400 517">冷害防止対策</td> <td data-bbox="400 394 852 517">                     ア 耐冷性品種の育成普及                      イ 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化                      ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底                      エ 長期予報の伝達徹底                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 517 400 539">[略]</td> <td data-bbox="400 517 852 539"></td> </tr> </table>	冷害防止対策	ア 耐冷性品種の育成普及 イ 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 エ 長期予報の伝達徹底	[略]		<p>第19節 農業災害予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 予防対策</p> <p>○ 気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="884 394 1463 539"> <tr> <td data-bbox="884 394 1011 517">冷害防止対策</td> <td data-bbox="1011 394 1463 517">                     ア 耐冷性品種の育成普及                      イ 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化                      ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底                      エ 季節予報の伝達の徹底                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 517 1011 539">[略]</td> <td data-bbox="1011 517 1463 539"></td> </tr> </table>	冷害防止対策	ア 耐冷性品種の育成普及 イ 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 エ 季節予報の伝達の徹底	[略]	
冷害防止対策	ア 耐冷性品種の育成普及 イ 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 エ 長期予報の伝達徹底									
[略]										
冷害防止対策	ア 耐冷性品種の育成普及 イ 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 エ 季節予報の伝達の徹底									
[略]										
修正理由	○ 所要の修正									

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-76	<p style="text-align: center;">第20節 海上災害予防計画</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 施設、設備及び資機材の整備・保管</p> <p>○ 各防災関係機関、船舶関係者及び油槽所等の石油等危険物の取扱者は、大量に流出した石油等の災害予防及び拡大防止に必要な施設、設備及び資機材の整備を図る。また、耐用年数、損耗の度合いを定期的に管理し、適切に更新・保管する。</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第20節 海上災害予防計画</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 施設、設備及び資機材の整備・保管</p> <p>○ <u>国土交通省及び港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置するものとする。</u></p> <p>○ 各防災関係機関、船舶関係者及び油槽所等の石油等危険物の取扱者は、大量に流出した石油等の災害予防及び拡大防止に必要な施設、設備及び資機材の整備を図る。また、耐用年数、損耗の度合いを定期的に管理し、適切に更新・保管する。</p> <p>[略]</p>
修正理由	○ 国からの修正指示に基づく修正	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-3-1</p> <p>1-3-17</p> <p>1-3-19</p>	<p>第1節 活動体制計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 県の職員の動員配備体制</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 指定行政機関等への職員派遣の要請等 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>第1節 活動体制計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 県の職員の動員配備体制</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 指定行政機関等への職員派遣の要請等 [略]</p> <p><u>○ 県及び市町村は、新興感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p>[略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 国からの修正指示に基づく修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																								
1-3-23	第2節 気象予報・警報等の伝達計画	第2節 気象予報・警報等の伝達計画																								
	第1～第2 [略]	第1～第2 [略]																								
1-3-24	第3 実施要領	第3 実施要領																								
	1 気象予報・警報等の種類及び伝達	1 気象予報・警報等の種類及び伝達																								
	(1) 気象予報・警報等の種類	(1) 気象予報・警報等の種類																								
	気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。	気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。																								
	(気象業務法に基づくもの)	(気象業務法に基づくもの)																								
	ア [略]	ア [略]																								
1-3-25	イ 情報の種類	イ 情報の種類																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>早期注意情報(警報級の可能性)</td> <td>5日先までの警報級の現象の可能性を「高」、「中」の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨や高潮に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1</td> </tr> <tr> <td>岩手県気象情報</td> <td>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、<u>低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキルで確認する必要がある。</u></td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報(備考1)</td> <td>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td> <td>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれ非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	早期注意情報(警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性を「高」、「中」の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨や高潮に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1	岩手県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、 <u>低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキルで確認する必要がある。</u>	土砂災害警戒情報(備考1)	大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。 <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれ非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>早期注意情報(警報級の可能性)</td> <td>5日先までの警報級の現象の可能性を「高」、「中」の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨や高潮に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</td> </tr> <tr> <td>岩手県気象情報</td> <td>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。 <u>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。</u> <u>大雨による災害発生の危険度が高まっている中で、線状降水帯より非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報」が発表される。</u> <u>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの岩手県気象情報が発表される場合がある。</u></td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、<u>低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキルで確認する必要がある。</u></td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td> <td>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれ非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	早期注意情報(警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性を「高」、「中」の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨や高潮に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	岩手県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。 <u>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。</u> <u>大雨による災害発生の危険度が高まっている中で、線状降水帯より非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報」が発表される。</u> <u>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの岩手県気象情報が発表される場合がある。</u>	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、 <u>低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキルで確認する必要がある。</u>	土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。 <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれ非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
種類	内容																									
早期注意情報(警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性を「高」、「中」の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨や高潮に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1																									
岩手県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。																									
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、 <u>低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキルで確認する必要がある。</u>																									
土砂災害警戒情報(備考1)	大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。 <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>																									
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれ非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。																									
種類	概要																									
早期注意情報(警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性を「高」、「中」の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨や高潮に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。																									
岩手県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。 <u>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。</u> <u>大雨による災害発生の危険度が高まっている中で、線状降水帯より非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報」が発表される。</u> <u>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの岩手県気象情報が発表される場合がある。</u>																									
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、 <u>低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキルで確認する必要がある。</u>																									
土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。 <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>																									
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれ非常に高まっている旨を付加した情報を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。																									
	備考1 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。	備考1 <u>土砂災害警戒情報は</u> 、大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。																								

1-3-26 ウ 注意報の種類（発表基準 気象警報発表基準等 資料編3-2-2）

種類	発表基準
風雪注意報	[略]
強風注意報	[略]
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2
大雪注意報	[略]
濃霧注意報	[略]
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付け加えられる。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想したときに発表する。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表する。
低温注意報	[略]
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表する。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表する。
なだれ注意報	[略]
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表する。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表する。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
波浪注意報	[略]
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川の増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2
地面現象注意報（備考1）	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により災害が発生するおそれがあると予想される場合
浸水注意報（備考1）	[略]

備考1 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

2 [略]

エ 警報の種類（発表基準 気象警報発表基準等 資料編3-2-2）

種類	発表基準
暴風警報	[略]
暴風雪警報	[略]
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
大雪警報	[略]
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当

ウ 注意報の種類（発表基準 気象警報発表基準等 資料編3-2-2）

種類	概要
風雪注意報	[略]
強風注意報	[略]
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	[略]
濃霧注意報	[略]
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付け加えられる。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかける。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想したときに発表する。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表する。
低温注意報	[略]
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表する。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表する。
なだれ注意報	[略]
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあると発表する。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表する。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当
波浪注意報	[略]
洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2
土砂崩れ注意報（備考1）	大雨、大雪等による土砂崩れにより災害が発生するおそれがあると予想される場合
浸水注意報（備考1）	[略]

備考1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

2 [略]

エ 警報の種類（発表基準 気象警報発表基準等 資料編3-2-2）

種類	概要
暴風警報	[略]
暴風雪警報	[略]
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
大雪警報	[略]
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当

1-3-28	波浪警報	[略]
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川の増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	地面現象警報 (備考1)	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
	浸水警報 (備考1)	[略]

備考1 地面現象警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。

2 [略]

3 警報の危険度分布等の種類と概要は次のとおりである。

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ○「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ○「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ○「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ○「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ○「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ○「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測 (降水短時間予報等) を用いて常時10分ごとに更新している。  水防団待機水位 (又は注意水位) を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位 (又は避難判断水位) を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。

オ 特別警報の種類と発表基準

種類	発表基準
気象特 暴風特別警報	暴風の強さが異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。 ○数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧に

1-3-29	波浪警報	[略]
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	土砂崩れ警報 (備考1)	大雨、大雪等による土砂崩れにより重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
	浸水警報 (備考1)	[略]

備考1 土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報にそれぞれ含めて行い、この警報の標題は用いない。

2 [略]

3 キキクル (危険度分布等)

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当 ○「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ○「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ○「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当 ○「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ○「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ○「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度 (大河川においては、その支川や下水道の氾濫等の「浸水型内水氾濫」の危険度) の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測 (降水量及び降水短時間予報等) を用いて常時10分ごとに更新している。

オ 特別警報の種類 (発表基準 気象警報等発表基準 資料編3-2-2)

種類	概要
気象特 暴風特別警報	暴風の強さが異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。

1-3-30

別 警 報	暴風雪特別警報	より暴風の吹くと予想される場合 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 ○数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風の吹くと予想される場合
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当 ○台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。 ○数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ○数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。 ○数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
地面現象特別警報 (備考1)	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。 ○台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	

備考1 地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

カ 地震動の警報及び地震情報の種類

(ア) [略]

(イ) 地震情報の種類と内容

種類	設置基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マ

1-3-31

別 警 報	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。	
土砂崩れ特別警報 (備考1)	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。	

備考1 土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。浸水警報の警報事項を含めて行う気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表する。

カ 地震動の警報及び地震情報の種類

(ア) [略]

(イ) 地震情報の種類と内容

○ 国、県及び市町村は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、県民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の

る情報		グニチュード)を公表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を公表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約10分後に気象庁ホームページに掲載)。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

1-3-32

(ウ) 地震活動に関する解説情報等

- 気象庁は、地震活動の状況等の情報を提供するため、地震活動に関する解説情報等を発表する。

種類	内容
地震解説資料	津波警報等の発表又は震度4以上の地震の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料
月間地震概況及び週間地震概況	月毎及び週間毎に発表される地震活動状況等に関する資料

キ 津波警報等の種類

(ア) 津波警報等の種類と内容

[略]

情報	場合	周期階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

(ウ) 地震活動に関する解説資料等

- 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料(速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報等発表時(遠地地震による発表時を除く) ・岩手県内で震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料(全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報等発表時 ・岩手県内で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料(全国詳細版) 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域詳細版) 地震解説資料(全国詳細版)発表以降の状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある)。
月間地震概況	・定期(毎月)	地震・津波防災に係る活動を支援するために、月ごとの岩手県とその周辺の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

キ 津波警報等の種類

(ア) 津波警報等の種類と内容

[略]

1-3-33	津波警報等の種類	発表される津波の高さ	想定される被害と取るべき行動
	発表基準	数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表
	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	<p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>(巨大)</p> <p>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</p> <p>(高い)</p>
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	<p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</p>	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	<p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p>	

〔略〕

1-3-36 ク 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

〔略〕

(ア) 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	〔略〕	レベル5 (避難)	〔略〕
		レベル4 (避難準備)	〔略〕
〔略〕			

〔略〕

1-3-37 ケ その他

〔略〕

1-3-38 (水防法及び気象業務法に基づくもの)

(ア) 〔略〕

(イ) 指定河川洪水予報

	表題 (種類)	概要
〔略〕	氾濫注意情報(洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	氾濫警戒情報(洪水警報)	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表する。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	氾濫危険情報(洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または3時間先まで氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表する。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫

	津波警報等の種類	発表される津波の高さ	想定される被害と取るべき行動
	発表基準	数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表
	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	<p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</p>
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	<p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</p>	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	<p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p>	

〔略〕

ク 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

〔略〕

(ア) 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	発表基準
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	〔略〕	レベル5 (避難)	〔略〕
		レベル4 (高齢者等避難)	〔略〕
〔略〕			

〔略〕

ケ その他

〔略〕

(水防法及び気象業務法に基づくもの)

(ア) 〔略〕

(イ) 指定河川洪水予報

	表題 (種類)	概要
〔略〕	氾濫注意情報(洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	氾濫警戒情報(洪水警報)	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表する。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	氾濫危険情報(洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="263 76 327 152"></td> <td data-bbox="327 76 865 152">発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="263 152 327 295">氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td data-bbox="327 152 865 295"> <p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p> </td> </tr> </table>		発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	氾濫発生情報 (洪水警報)	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="874 76 938 152"></td> <td data-bbox="938 76 1476 152">発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難が必要であるとされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 152 938 295">氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td data-bbox="938 152 1476 295"> <p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p> </td> </tr> </table>		発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難が必要であるとされる警戒レベル4に相当。	氾濫発生情報 (洪水警報)	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>
	発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。									
氾濫発生情報 (洪水警報)	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>									
	発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難が必要であるとされる警戒レベル4に相当。									
氾濫発生情報 (洪水警報)	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>									
修正理由	<input type="radio"/> 防災基本計画の修正に伴う修正 <input type="radio"/> 所要の修正									

頁	現 計 画	修 正 案																								
1-3-43	<p>第3節 通信情報計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 放送の利用</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="272 573 852 651"> <thead> <tr> <th>放送局名</th> <th>担当部局</th> <th>電話番号</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会盛岡放送局</td> <td>放送部</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	放送局名	担当部局	電話番号	所在地	日本放送協会盛岡放送局	放送部	[略]		[略]				<p>第3節 通信情報計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 放送の利用</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="884 573 1463 651"> <thead> <tr> <th>放送局名</th> <th>担当部局</th> <th>電話番号</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本放送協会盛岡放送局</td> <td>コンテンツセンター</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	放送局名	担当部局	電話番号	所在地	日本放送協会盛岡放送局	コンテンツセンター	[略]		[略]			
放送局名	担当部局	電話番号	所在地																							
日本放送協会盛岡放送局	放送部	[略]																								
[略]																										
放送局名	担当部局	電話番号	所在地																							
日本放送協会盛岡放送局	コンテンツセンター	[略]																								
[略]																										
修正理由	○ 所要の修正																									

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-3-47</p> <p>1-3-54</p>	<p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1～2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 災害情報の収集、報告</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県</p> <p>[略]</p>	<p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1～2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 災害情報の収集、報告</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県</p> <p>[略]</p> <p>○ <u>県は、災害対策本部支援室会議及び災害対策本部連絡員連絡調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>[略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 国からの修正指示に基づく修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																
<p>1-3-75</p> <p>1-3-76</p> <p>1-3-83</p>	<p style="text-align: center;">第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="272 304 852 517"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日本通運(株)盛岡支店 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 [略]</p> <p>第4 緊急輸送</p> <p>1 [略]</p> <p>2 陸上輸送</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 燃料の確保</p> <p>[略]</p> <p>○ 県は、緊急通行車両の運行の確保のため、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、燃料の供給を要請し、必要に応じて、政府災害対策本部又は<u>東北経済産業局</u>に燃料の確保を要請する。</p> <p>[略]</p>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	日本通運(株)盛岡支店 [略]	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="884 304 1463 517"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日本通運(株)仙台支店ロジスティクス第二部 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 [略]</p> <p>第4 緊急輸送</p> <p>1 [略]</p> <p>2 陸上輸送</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 燃料の確保</p> <p>[略]</p> <p>○ 県は、緊急通行車両の運行の確保のため、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、燃料の供給を要請し、必要に応じて、政府災害対策本部又は<u>資源エネルギー庁</u>に燃料の確保を要請する。</p> <p>○ <u>県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。</u></p> <p>[略]</p>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	日本通運(株)仙台支店ロジスティクス第二部 [略]	[略]	[略]	[略]
機関名	業務の大綱																	
[略]	[略]																	
日本通運(株)盛岡支店 [略]	[略]																	
[略]	[略]																	
機関名	業務の大綱																	
[略]	[略]																	
日本通運(株)仙台支店ロジスティクス第二部 [略]	[略]																	
[略]	[略]																	
<p>修正理由</p>	<p>○ 国からの修正指示に基づく修正</p>																	

頁	現 計 画	修 正 案																																								
1-3-98	第10節 県、市町村等応援協力計画 第1 基本方針 1～7 [略]	第10節 県、市町村等応援協力計画 第1 基本方針 1～7 [略]																																								
1-3-98	第2 実施機関	第2 実施機関																																								
1-3-99	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本通運(株)盛岡支店 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]		日本通運(株)盛岡支店 [略]	[略]	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本通運(株)仙台支店ロジスティクス第二部 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]		日本通運(株)仙台支店ロジスティクス第二部 [略]	[略]	[略]																									
機関名	業務の大綱																																									
[略]																																										
日本通運(株)盛岡支店 [略]	[略]																																									
[略]																																										
機関名	業務の大綱																																									
[略]																																										
日本通運(株)仙台支店ロジスティクス第二部 [略]	[略]																																									
[略]																																										
1-3-102	<p>[略]</p> <p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td>建築住宅課</td> <td>土木班</td> <td>1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る資材の調達に係る(一社)プレハブ建築協会に対するあつせん要請 2 上記物資の国土交通省に対するあつせん要請</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当業務	[略]				県土整備部	建築住宅課	土木班	1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る資材の調達に係る(一社)プレハブ建築協会に対するあつせん要請 2 上記物資の国土交通省に対するあつせん要請	[略]			[略]	[略]				<p>[略]</p> <p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td>建築住宅課</td> <td>土木班</td> <td>1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る資材の調達に係る協定締結先に対するあつせん要請 2 上記物資の国土交通省に対するあつせん要請</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	地方支部班	担当業務	[略]				県土整備部	建築住宅課	土木班	1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る資材の調達に係る協定締結先に対するあつせん要請 2 上記物資の国土交通省に対するあつせん要請	[略]			[略]	[略]			
部	課等	地方支部班	担当業務																																							
[略]																																										
県土整備部	建築住宅課	土木班	1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る資材の調達に係る(一社)プレハブ建築協会に対するあつせん要請 2 上記物資の国土交通省に対するあつせん要請																																							
[略]			[略]																																							
[略]																																										
部	課等	地方支部班	担当業務																																							
[略]																																										
県土整備部	建築住宅課	土木班	1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る資材の調達に係る協定締結先に対するあつせん要請 2 上記物資の国土交通省に対するあつせん要請																																							
[略]			[略]																																							
[略]																																										
1-3-103	第3 実施要領 1 市町村の相互協力 [略]	第3 実施要領 1 市町村の相互協力 [略]																																								
1-3-104	2 県による市町村応援 [略]	<p>○ 市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</p>																																								
1-3-105	3 都道府県の相互協力 (1)～(2) [略] (3) 他都道府県への応援 ア 災害応急対策に関する応援 ○ [略]	<p>○ 土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>3 都道府県の相互協力 (1)～(2) [略] (3) 他都道府県への応援 ア 災害応急対策に関する応援 ○ [略] ○ 県の職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把</p>																																								

	<p>[略]</p>	<p><u>握し、県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</u></p> <p>[略]</p>
<p>修正理由</p>	<p><input type="radio"/> 国からの修正指示に基づく修正</p> <p><input type="radio"/> 所要の修正</p>	



頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-3-115</p> <p>1-3-117</p> <p>1-3-117</p>	<p>第12節 防災ボランティア活動計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災ボランティアの受入れ</p> <p>○ 県本部長及び市町村本部長は、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>[略]</p>	<p>第12節 防災ボランティア活動計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災ボランティアの受入れ</p> <p>○ 県本部長及び市町村本部長は、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等及びNPO等との連携を図るとともに、<u>災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。</u>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の活動環境について配慮する。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるものとする。</u></p> <p>○ <u>市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>[略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-124	<p style="text-align: center;">第15節 避難・救出計画</p> <p>第1、第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 指定避難所の設置、運営</p> <p>(1) 指定避難所の設置</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第15節 避難・救出計画</p> <p>第1、第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 指定避難所の設置、運営</p> <p>(1) 指定避難所の設置</p> <p>[略]</p>
1-3-132	<p>(2) 指定避難所の運営</p> <p>[略]</p> <p>○ 市町村本部長は、指定避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。</p> <p>○ 市町村本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。</p> <p>[略]</p>	<p>(2) 指定避難所の運営</p> <p>[略]</p> <p>○ 市町村本部長は、指定避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。</p> <p>○ 市町村本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、<u>必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。</u>また、市町村は、<u>指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</u>この際、<u>避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p> <p>[略]</p>
1-3-133	<p>6 帰宅困難者対策</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p>6 帰宅困難者対策</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>内閣府、国土交通省、県、市町村、関係事業者等は、都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確</u></p>

	<p>[略]</p>	<p><u>保計画又はエリア防災計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。</u></p> <p>[略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案												
<p>1-3-143</p>	<p style="text-align: center;">第16節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援要請を行う。</p> <p>8 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努める。</p> <p>9 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="272 931 842 1055"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構</td> <td>独立行政法人国立病院機構各病院に係る医療救護活動に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	実施機関	担当業務	[略]	[略]	独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構各病院に係る医療救護活動に関すること。	<p style="text-align: center;">第16節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災市町村の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（<u>DH E A T</u>）の応援要請を行う。</p> <p>8 県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努める。</p> <p>9 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="884 931 1453 1055"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構北海道東北グループ</td> <td>独立行政法人国立病院機構北海道東北グループ各病院に係る医療救護活動に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	実施機関	担当業務	[略]	[略]	独立行政法人国立病院機構北海道東北グループ	独立行政法人国立病院機構北海道東北グループ各病院に係る医療救護活動に関すること。
実施機関	担当業務													
[略]	[略]													
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構各病院に係る医療救護活動に関すること。													
実施機関	担当業務													
[略]	[略]													
独立行政法人国立病院機構北海道東北グループ	独立行政法人国立病院機構北海道東北グループ各病院に係る医療救護活動に関すること。													
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p>													

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-3-163</p> <p>1-3-164</p>	<p>第20節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 応急仮設住宅の供与</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 資材の調達</p> <p>○ 県本部長は、あらかじめ、<u>(一社)プレハブ建築協会</u>と災害時における応援協定を締結するなど、関係業者・団体等との協力体制を整備する。</p>	<p>第20節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 応急仮設住宅の供与</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 資材の調達</p> <p>○ 県本部長は、あらかじめ災害時における応援協定を締結するなど、関係業者・団体等との協力体制を整備する。</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-3-204</p> <p>1-3-215</p>	<p>第28節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1、第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 電気通信施設</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 災害広報</p> <p>○ 電気通信事業者は、通信が途絶し、又は利用制限を行った場合においては、利用者に対し、トーキー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、応急復旧措置、復旧見込時期等の周知を図る。</p> <p>[略]</p>	<p>第28節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1、第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 電気通信施設</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 災害広報</p> <p>○ 電気通信事業者は、通信が途絶し、又は利用制限を行った場合においては、利用者に対し、トーキー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、応急復旧措置、復旧見込時期等の周知を図る。</p> <p><u>○ 国及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び県民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するとともに、国は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。</u></p> <p>[略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>1-4-4</p> <p>1-4-5</p> <p>1-4-6</p>	<p>第2節 生活の安定確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 被災者の生活確保</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 罹災証明の交付 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 被災者生活再建支援制度の活用</p> <p>○ 県及び市町村は、災害によりその居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。 [略]</p>	<p>第2節 生活の安定確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 被災者の生活確保</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 罹災証明の交付 [略]</p> <p>○ 県は、<u>発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、テレビ会議を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をす</u> <u>るよう努めるものとする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 被災者生活再建支援制度の活用</p> <p>○ 県及び市町村は、<u>被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p>○ 県及び市町村は、災害によりその居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 国からの修正指示に基づく修正</p>	